

ご説明資料

平成30年12月3日
金 融 庁



認可申請の背景・概要

- 終身保険及び養老保険はユニバーサルサービス対象商品であるものの、顧客の健康上の理由から加入できない場合がある。また、こうした顧客には医療保障を必要とする顧客も多い。
 - 先進医療の実施件数は、年々増加傾向にあるが、先進医療にかかる技術料は公的医療保険制度の給付対象外であり、全額自己負担となることから、患者の経済的な負担が過大となり得る。
- ⇒ こうした点にかかる顧客ニーズに対応するため、平成30年10月16日、以下の業務を新たに行いたいとして、かんぽ生命より認可の申請。

【引受基準緩和型商品】

○ 引受基準緩和型終身保険・引受基準緩和型養老保険・引受基準緩和型総合医療特約

- ・ 引受基準を緩和し、保障内容を削減
- ・ 総合医療特約については、支出可能な保険料の範囲で必要な保障額を設定できるよう特約保険金額が基本契約の保険金額の最大5倍まで設定できる取扱いを導入

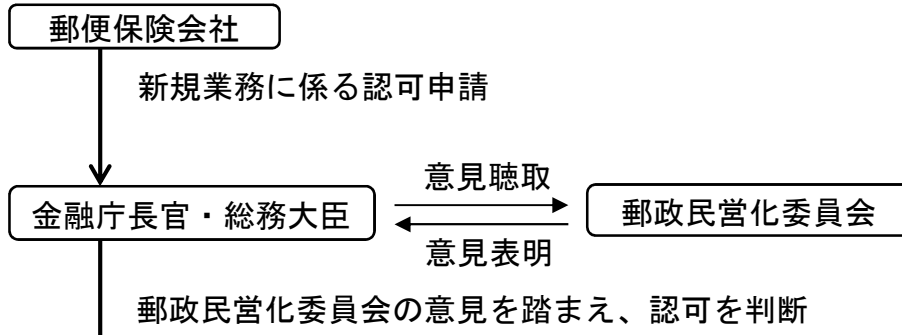
【先進医療特約】

○ 先進医療特約

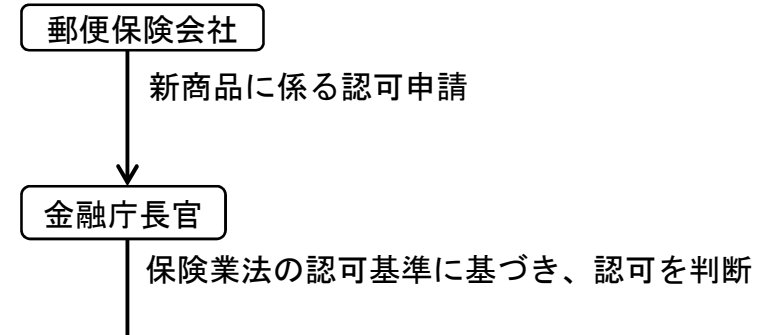
- ・ 先進医療の技術料を保障(通算支払限度額300万円)

かんぽ生命の新規業務の認可の流れ・審査基準

1. 郵政民営化法に基づく金融庁長官及び総務大臣の認可



2. 保険業法に基づく金融庁長官の認可



認可基準（郵政民営化法第138条）

次に掲げる事情を考慮し、郵便保険会社と他の生命保険会社との適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、認可をしなければならない。

＜以下の事情を考慮＞

- ・ 日本郵政株式会社が保有する郵便保険会社の議決権がその総株主の議決権に占める割合その他他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情
- ・ 郵便保険会社の経営状況

認可基準（保険業法第5条等）

保険契約の内容が、

- ・ 保険契約者等の保護に欠けるおそれがないこと。
- ・ 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- ・ 公序良俗を害する行為を助長、誘発するおそれがないこと。
- ・ 保険契約者等にとって明確かつ平易に定められていること。

保険料及び責任準備金の算出方法が、保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものであること。

等

1. 及び 2. の認可が得られた場合、新規業務の実施が可能

郵政民営化法（抄）

【郵政民営化法】

第138条 郵便保険会社は、保険の種類（保険金の支払の事由が複数あるときの当該保険金の支払の事由の組合せその他政令で定める保険の種類の詳細を含む。以下この項において同じ。）のうち政令で定めるもの以外の保険の種類の保険の引受けを行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。ただし、機構を相手方とする保険業法第3条第4項第3号に掲げる保険の引受けについては、この限りでない。

【郵政民営化法施行令】

第9条 法第138条第1項に規定する政令で定める保険の種類の詳細は、次に掲げるものとする。

- ② 保険期間が被保険者の終身である保険（保険期間満了時の被保険者の年齢が90年を超える保険を含む。）であるかどうかの別
- ⑤ 保険料を一時に払い込む保険又は分割して払い込む保険のいずれであるかの別（保険料を分割して払い込む保険にあつては、その分割の方法）
- ⑦ 保険金の支払の事由が複数ある保険にあつては、当該保険の保険契約を締結するに当たっての一の保険金の支払の事由に係る保険金額（年金の年額を含む。以下この項において同じ。）の他の保険金の支払の事由に係る保険金額に対する割合
- ⑧ 特約にあつては、特約の保険契約を付するに当たっての当該特約の保険契約に係る保険金額（保険金の支払の事由が複数ある特約にあつては、保険金の支払の事由ごとの保険金額）の当該特約の保険契約を付する保険の保険契約に係る保険金額（保険金の支払の事由が複数ある保険にあつては、保険金の支払の事由ごとの保険金額）に対する割合
- ⑨ 契約者配当を行う保険であるかどうかの別（契約者配当を行う保険にあつては、当該契約者配当として保険金額を増加させる保険であるかどうかの別）
- ⑩ 保険料の算定の基礎として保険契約が解約されると見込まれる率を用いる保険であるかどうかの別

2 法第138条第1項に規定する保険の種類のうち政令で定めるものは、旧簡易生命保険法の規定により旧公社が平成18年6月30日において引受けを行っていた保険が属する保険の種類とする。

保険業法（抄）

第123条 保険会社は、第4条第2項第2号から第4号までに掲げる書類に定めた事項（保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ないものとして内閣府令で定める事項を除く。）を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

第4条

2 前項の免許申請書には、次に掲げる書類その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

- ① 定款
- ② 事業方法書
- ③ 普通保険約款
- ④ 保険料及び責任準備金の算出方法書